

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【公表番号】特表2015-500077(P2015-500077A)

【公表日】平成27年1月5日(2015.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-001

【出願番号】特願2014-545360(P2014-545360)

【国際特許分類】

A 61 F 6/04 (2006.01)

【F I】

A 61 F 5/43

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンドームと、隔壁により前記コンドームから隔離された液体又はゲルとを収容する外側シール壁を有する包装であって、前記隔壁は、前記外側シール壁の完全性を損なうことなく、前記液体又はゲルを前記コンドームの片側に適用するための外部操作により破ることができ、前記外側シール壁は、箔の蓋でシールされた成型トレイにより設けられ、変形可能部分が前記トレイの中央部分により設けられ、前記変形可能部分は、第1の非変形形態から、前記隔壁を通して前記液体又はゲルを放出した第2の形態に変形可能である、包装。

【請求項2】

前記中央の変形可能部分を囲む環状溝をさらに含む、請求項1に記載の包装。

【請求項3】

前記変形可能部分は、前記溝の前記下部面よりは下向きに突出しない、請求項2に記載の包装。

【請求項4】

前記変形可能部分は、ひとたび一定量より多く変形すると、前記第2の形態へ付勢されるように配置される、請求項1～請求項3のいずれかに記載の包装。

【請求項5】

前記変形可能部分は、前記隔壁を破ることを容易にするための突起を有する、請求項1～請求項4のいずれかに記載の包装。

【請求項6】

前記中央の変形可能部分を囲む環状溝が設けられている、請求項1～請求項5のいずれかに記載の包装。

【請求項7】

前記変形可能部分は、前記環状溝を越えて短い距離下向きに突出している、請求項6に記載の包装。

【請求項8】

前記変形可能部分は、前記環状溝の下部面よりもさらに下向きに突出することなく短い距離下向きに突出している、請求項6に記載の包装。

【請求項9】

前記隔壁は、箔又は他の薄く容易に裂けるラミネートである、請求項1～請求項8のいずれかに記載の包装。

【請求項10】

コンドームは、巻かれた壁部分を有し、前記巻かれた壁部分は、前記環状溝内に収容される、請求項1～請求項9のいずれかに記載の包装。

【請求項11】

前記液体又はゲルは、勃起促進化合物又は血管拡張化合物を含有する、請求項1～請求項10のいずれかに記載の包装。

【請求項12】

前記液体又はゲルは、トリニトログリセリンを含む化合物である、請求項1～請求項1のいずれかに記載の包装。

【請求項13】

前記液体又はゲルは、潤滑剤、殺精子剤及び／又は芳香剤を含む化合物である、請求項1～請求項12のいずれかに記載の包装。

【請求項14】

使用中、前記化合物は、主としてコンドームの内面上に分注されるようになっている、請求項1～請求項13のいずれかに記載の包装。